

平成17年度事業計画書(案)

自 平成17年4月 1日

至 平成18年3月31日

基本方針

内水面における漁場環境の悪化、経済の不況、社会の変化、天候不順による水量の減少、また、カワウの飛来による漁族の被害、特に釣り人も高齢化と相まって減少の傾向等々多くの問題が生じている。

北関東で唯一天然そ上のある那珂川を本来の川に戻すべく組合員を始め関係機関と共に一丸となって努力すべきである。さらに、小場江堰の改修を要求していく、平成15年度において釣り専用区の設置、漁場の整備(玉石の投入)、カワウ対策としてテングス張り、有害鳥獣駆除等の実施をしたが、その成果を本年度精査し、尚改善すべきところは改める必要がある。

特に、霞ヶ浦導水事業が十数年前より茨城の漁協と反対をしてきたが、近年特に導水事業が活発化してきている。この対策についても那珂川の魚族、特に鮎の流下、そ上問題に憂慮される課題であるので慎重に対応したい。

1. 増殖事業

(1) 鮎 432,000尾(3,500kg)、第1回森田頭首工補償金(荒川 40,000尾) ヤマメ 5,000尾、カジカ 2,000尾、しまどじょう 2,000尾(5kg)

(2) 鮎の稚魚育成(20,000尾)那連小川ふ化場(3月～6月)

上記の放流を実施するものとし、特に鮎については重点魚種であるので、河川の状況そ上の実態を良く把握し放流マニュアルを参考にして効果的に実施する。

◎ ヤマメ、かじか増殖保護

本支流ともに近年かじかが増加した。更に増殖保護対策が必要と考えられるので、関係機関の協力を得て産卵期の保護増殖を図る。ヤマメについては、入漁者の多い地区を重点的に効果的な放流をする。

(3) 鮎そ上調査の実施

(4) 鮎天然産卵場瀬付場の保護監視、組合員及び指導員、保護員の協力を得て厳重に行う。看板等の活用

(5) 鮭の人工採卵ふ化放流、鮭鱒協会の協力により実施、天然産卵場の保護に努める。

(6) うぐいの産卵場保護育成 組合員の協力を得て実施する。

(7) 放流後の保護対策(巡視、指導の強化)

2. 公害防止と水質保全

- (1) 水質調査(水産資源保護員による定期的水質の状況を監視、県へ報告)
- (2) 漁場公害調査、生活排水、事業所からの排水調査実施
既存のものはもとより新設についても厳重な監視調査を行い事前協議の上同意する。
- (3) 河川清掃(各支部は地区ごとに責任をもってこれに当たる。)
- (4) 水をきれいにする運動(日本の水をきれいにする会加入)
- (5) 各種関係機関への公害防止協力要請(国土交通省、県土木、町村、各企業等他)

3. 漁場管理事業

- (1) 魚族の保護(オイカワ等の産卵場造成保護)
産卵場を確認指定し看板等を活用して保護増殖を図る。
- (2) 各支部は責任をもって漁場の管理と漁業秩序維持について活動するものとする。
- (3) 漁場指導の強化により健全な漁業秩序維持に努める。
- (4) 漁場の整備(玉石の投入)
カワウ対策 有害鳥獣駆除とテングス張りを実施する。
- (5) 釣専用区の設定(那珂川)

月別事業計画

月	事業計画内容	特殊漁業関係
4	1.鮎放流 2.鮎そ上調査 3.鮎の稚魚育成 4.監査会 5.理事会 6.支部長会議 7.水質検査(水産資源保護員) 8.総務部会 9.増殖部会 10.カワウ対策	うなぎ及びしまどじょう うけ受付4月から6月30日迄 築申請受付(大築)
5	1.増殖部会 2.鮎放流 3.鮎の稚魚育成 4.理事会 5.鮎そ上調査 6.支部長会議 7.指導部会(漁場指導) 8.しまどじょう放流 9.専任指導員会議 10.川をきれいに にする運動(河川清掃) 11.カワウ対策 12.公害調 査 13.うぐい産卵場調査 14.総務会 15.水質検査	小築申請受付 5月1日から5月25日まで 魚ぜき申請受付 5月1日から5月31日まで
6	1. 鮎釣解禁 2.鮎の稚魚育成放流 3.ヤマメ放流 4.総会(総代会)開催 5.漁場指導 6.増殖部会 7.水質検査 8.川をきれいにする運動	かに釜申請受付
7	1.投網解禁 2.漁場指導 3.総務部会 4.水質検査 5.川をきれいにする運動	7月1日から7月20日迄 築許可、鮭特別 採捕申請受付

8	1.投網解禁 2.理事会 3.漁場指導 4.水質検査 5.公害調査	魚ぜき、かに笠 許可交付
9	1.鮭特別採捕講習会 2.水質検査 3.漁場指導 4.総務部会 5.役職員合同研修視察実施	鮭許可証交付、 やす突き及びさ いたたき漁業受 付9月1日～20 日まで
10	1.増殖用鮭特別採捕(10月～12月) 2.監査会 3.入漁証精算 4.鮎天然産卵場保護監視 5.水質検査 6.漁場指導	
11	1.鮭人工採卵ふ化事業及び天然産卵場保護 2.水質検査 3.築魚ぜき撤去調査 4.水をきれいにする運動 5.漁場指導	
12	1.総務部会 2.理事会 3.漁場指導 4.水質検査	
1	1.漁場部会 2.水質検査 3.水をきれいにする運動	瀬付漁業受付 1月5日～1月31日まで
2	1.漁場整備(玉石投入) 2.公害調査 3.水質検査 4.カワウ対策	瀬付許可証交付
3	1.支部長会議 2.鮎のそ上調査 3.水質検査 4.カワウ対策 5.鮎の稚魚育成	